

平成27年1月から

70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が変更になりました

同一月内の医療費の負担が高額となり、定められた自己負担限度額を超えた場合、限度額を超えた分は、高額療養費として支給されます。この自己負担限度額が70歳未満の方については、平成27年1月から所得区分が細分化され、現在の3区分から5区分に変更となりました。



70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

◇平成26年12月まで

区分	所得金額	限度額（3回目まで）	限度額（4回目以降）
上位所得者	600万円超	150,000円+(医療費の総額-500,000)×1%	83,400円
一般所得者	600万円以下	80,100円+(医療費の総額-267,000)×1%	44,400円
低所得者	住民税非課税	35,400円	24,600円

※所得金額…総所得から33万円(基礎控除)を引いた額を同一世帯で合算した場合の金額

※同一世帯…当組合の被保険者証の記号・番号ごと



◇平成27年1月から

区分	所得金額	限度額（3回目まで）	限度額（4回目以降）
上位所得者	901万円超	252,600円+(医療費の総額-842,000)×1%	140,100円
	600万円超～901万円以下	167,400円+(医療費の総額-558,000)×1%	93,000円
一般所得者	210万円超～600万円以下	80,100円+(医療費の総額-267,000)×1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	44,400円
低所得者	住民税非課税	35,400円	24,600円

※所得金額…総所得から33万円(基礎控除)を引いた額を同一世帯で合算した場合の金額

※同一世帯…当組合の被保険者証の記号・番号ごと

70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額は変更ありません。